

(証券コード 6794)
平成 28 年 6 月 20 日

株 主 各 位

東京都昭島市つつじが丘 1-1-109
フォスター電機株式会社
代表取締役社長 吉澤 博三

「第 82 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の
一部訂正について

平成 28 年 5 月 30 日に当社ウェブサイトに掲載しました「第 82 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の記載事項に一部訂正すべき点がありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正します。

なお、訂正箇所につきましては、下線を付して表示しています。

記

訂正箇所

- (1) 第 82 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 12 頁
(税効果会計に関する注記)
 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

【訂正前】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 33.1%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は 16 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 20 百万円、退職給付に係る調整累計額が 6 百万円、それぞれ増加し、法人税等調整額が 3 百万円減少しております。

【訂正後】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.3%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は 16 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 20 百万円、退職給付に係る調整累計額が 6 百万円、それぞれ増加し、法人税等調整額が 3 百万円減少しております。

(2) 第 82 期定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項 18 頁
(税効果会計に関する注記)

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

【訂正前】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 33.1%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は 16 百万円減少し、法人税等調整額が 3 百万円、その他有価証券評価差額金が 19 百万円、それぞれ増加しております。

【訂正後】

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.3%から平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については 30.9%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については 30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は 16 百万円減少し、法人税等調整額が 3 百万円、その他有価証券評価差額金が 19 百万円、それぞれ増加しております。

以 上